

東日本大震災における被災者の支援活動等に対する厚生労働大臣感謝状贈呈対象者

【医政局】

東日本大震災において、被災者に対し医療・保健に関する活動を行った団体又は個人であって、次のいずれかに該当し、その功績が特に顕著であると認められるもの。なお、個人については、その功績が特に顕著であり、かつ活動内容が明確な者に限ること。

- (1) 積極的に医療従事者の派遣等を行った団体又は個人
- (2) 医薬品・医療機器等の無償提供や配送等の支援活動を積極的に行った団体又は個人
- (3) 上述の他、その功績が特に顕著であると認められる団体又は個人

【健康局】

東日本大震災において、原則として次の支援活動を行った団体又は企業で特に功績が顕著なもの。

- (1) 健康増進栄養関係
被災地住民の健康の保持、栄養の確保・向上等を図るための支援活動を積極的に行った団体又は企業もしくはその調整・斡旋を行った団体
- (2) 難病等関係
被災した難病患者、透析患者等に対し救済活動、物資の供給等を積極的に行った団体又は企業もしくはその調整・斡旋を行った団体
- (3) 感染症関係
被災地住民の感染症のまん延の防止等を図るための活動、物資の供給等を積極的に行った団体又は企業もしくはその調整・斡旋を行った団体
- (4) 生活衛生関係
遺体の搬送・保存・埋火葬等の支援、害虫等の駆除・消毒の実施、入浴・宿泊施設の提供、生活衛生に関する支援活動等を積極的に行った団体又は企業もしくはその調整・斡旋を行った団体
- (5) 水道関係
応急給水・復旧工事等の支援活動を積極的に行った団体又は企業もしくはその調整・斡旋を行った団体
- (6) その他、積極的に活動し、顕著な功績が明確な団体又は企業

【医薬食品局】

東日本大震災において、被災者に対し薬事衛生に関する支援活動を行った団体又は個人であって、次のいずれかに該当し、その功績が特に顕著であると認められるものを対象とする。なお、個人については、その功績が特に顕著であり、かつ活動内容が明確な者に限るものとする。

- (1) 積極的に薬剤師の派遣等を行った団体又は個人
- (2) 医薬品・医療機器等の無償提供や配送等の支援活動を積極的に行った団体又は個人
- (3) 上述のほか、その功績が特に顕著であると認められる団体又は個人

【社会・援護局】

東日本大震災において、次の各号に該当し、その功績が特に顕著であると認められる個人、団体又は企業とする。

- (1) 要援護者等を対象として、安否の確認、各種相談等の福祉に係るボランティア活動又は救護・訪問活動等を積極的に行った個人、団体又は企業
なお、個人については、社会福祉協議会等民間福祉団体からの推薦等により、その功績が特に顕著であり、かつ活動内容が明確な者に限ること。
- (2) 被災者の受け入れ又は介護職員等の派遣及び救援物資の搬送等について積極的に協力を行った社会福祉施設及び個人、団体又は企業
- (3) 在宅介護事業、訪問入浴事業、福祉用具供給事業等の福祉関連事業のいずれかを行う団体又は企業であって、被災後、被災者に対し当該団体等が事業とするサービス又は物資を無償で供給したもの
- (4) その他、積極的に活動し、顕著な功績が明確な個人、団体又は企業